

令和7年12月12日

「令和7年度教育委員会パソコン等売却」に関する見積合わせ実施要領

下記のとおり見積合わせを行いますので、参加を希望する方は、必要書類を本要領に従つて提出してください。

記

1 対象案件

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ① 件名 | 令和7年度教育委員会パソコン等売却 |
| ② 売却物品及び予定数量 | 別紙「売却機器一覧」のとおり |
| ③ 引渡場所 | 各務原市那加雲雀町1番地(旧各務原特別支援学校) |
| ④ 売却物品の仕様等 | 「令和7年度教育委員会パソコン等売却仕様書」による。 |

2 見積合わせに参加する者に必要な要件

次の全ての条件を満たす者とする。

- ① 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- ② 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱(平成14年9月30日決裁)による指名停止を受けていないこと。
- ③ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年7月23日決裁)に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 情報セキュリティ管理を適切に行う体制が整備されており、令和6年4月1日以降に、地方公共団体との間でパソコンの処分に関する契約を受託した実績を有すること。
- ⑦ 古物商免許の資格を有すること。

3 仕様書の交付

- ① 仕様書の交付について

仕様書の交付を希望する場合は、令和7年12月19日(金)午後5時までに、「6問い合わせ先」へ請求すること。

- ② 仕様に対する質問について

仕様に対する質問がある場合は、令和7年12月22日(月)午後5時までに、「6問い合わせ先」へ電子メールで提出し、電話にて到達確認を行うこと。件名は「令和7年度教育委員会パソコン等売却に関する質問(会社名)」とすること。

③ 仕様に対する質問の回答について

仕様に対する質問の回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年12月25日(木)午後5時までに、仕様書の交付を希望された方へ電子メールで連絡する。

4 見積合わせ場所及び日時

① 日時 令和8年1月6日(火)午前10時00分

② 場所 各務原市役所教育総務課

(各務原市那加桜町1丁目69番地 産業文化センター7階)

③ 提出書類 見積書(指定様式)1部

④ 契約保証金 免除

⑤ 契約書作成の要否 要

⑥ 前払金 無

⑦ 部分払 無

⑧ 見積書提出方法

見積書については、上記日時までに持参または郵送すること。

郵送で提出する場合には、書留等送達の確認できる方法により送付すること。

⑨ 見積金額について

見積金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、契約希望金額の消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載すること。

⑩ その他

・見積書の提出に要する費用は、事業者の負担とする。

・見積金額は、機器買取費用から諸経費等を引いた金額とする。

・諸経費等が機器買取費用を上回り見積金額が請求額となる場合は、分かるように見積書に記載すること。ただし、その場合は「5 落札者の決定方法」の条件を満たさない。

・見積書への押印については、各務原市競争入札参加資格に届出のある印鑑を使用すること。

5 落札者の決定方法

① 売却予定価格以上で、最高価格の見積提出者のみ「2 見積合わせに参加する者に必要な要件」を審査し、全てを満たしている場合は、落札者と決定する。資格が認められない場合は失格とし、次順位の者の審査を行う。この審査は、落札者が決定するまで行う。

② 落札者となるべき同価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該見積者にくじを引かせて落札者を決定する。くじを

引かない者があるときは、これに代わって当該見積合わせ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 問い合わせ先

各務原市教育委員会事務局教育総務課 吉田

電話:058-383-1117(直通) e-mail:kysomu@city.kakamigahara.gifu.jp

※電子メールにより問い合わせをする場合には、電子メールを送信した旨を電話により連絡すること